

公益社団法人新潟県栄養士会 旅費等に関する規程

平成23年4月1日	制定施行
平成24年12月4日	一部改正
平成27年2月14日	一部改正
平成29年10月14日	一部改正
平成30年5月26日	一部改正
2019年(令和元年)5月18日	一部改正
2020年(令和2年)4月1日	一部改正
2023年(令和5年)4月1日	一部改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人新潟県栄養士会(以下「本会」という。)の会員および職員等の出張に必要な旅費等の支給に関し、必要な事項を定める。

(旅費等の支給)

第2条 本会の会員および職員等が本会の用務のために出張したときは、本規程による旅費等を支給する。
ただし、片道2キロメートル未満の場合は支給しない。

(旅費等の計算)

第3条 旅費等は、用務遂行上最も経済的な経路および方法によって計算する。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合には、現に出張した経路および方法によって計算することができる。

(旅費等の分担)

第4条 旅費等の全部または一部について他から支給される場合は、この規程により計算された金額との差額を支給する。

(旅費等)

第5条 旅費等とは、交通費、宿泊費、日当およびその他をいう。

2 前項に規定する交通費は、鉄道賃、車賃、船賃および航空賃とする。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃は、次の各号に規定する旅客運賃(以下「運賃」という。)、新幹線・特急・急行料金、座席指定料金とし、その実費額を支給する。

- (1) 運賃は、その乗車に要する料金とする。
- (2) 新幹線・特急料金は、新幹線・特急運行経路で片道200キロメートル以上の出張の場合に支給する。但し、200キロメートル未満であっても、新幹線W切符を使用の場合は支給する。
- (3) 急行料金は、急行運行経路で片道50キロメートル以上の出張の場合に支給する。
- (4) 座席指定料金は、座席指定席のある急行等運行経路で片道100キロメートル以上の出張の場合に支給する。

(車賃)

第7条 車賃は、次の各号に規定する額を支給する。

- (1) 自家用車を運転した場合、1キロメートルにつき22円を支給する。なお、走行距離の計算にあたっては、距離を合算した1キロメートル未満の端数は四捨五入する。
 - (2) 前号で高速道路を利用した場合には高速道路料金の実費額を支給する。
 - (3) バス、高速バスおよびタクシーを利用した場合には、その実費額を支給する。
- 2 タクシーの利用は出張に必要なその他やむを得ない事情がある場合に限り、その料金の支給に当たっては領収書の提出を必要とする。

(船賃：カーフェリー、ジェットフォイル等)

第8条 船賃は、次の各号に規定する旅客運賃とし、その実費額を支給する。

(1) 旅客運賃は、ジェットフォイル及びフェリー（佐渡汽船の場合は2等）の運賃を支給する。

(航空賃)

第9条 用務の都合上、緊急をやむを得ない場合、特別の理由がある場合又は鉄道よりも安価で時間的にも有利と判断される場合には、航空機を利用することができるが、その料金の支給に当たっては料金が記載された書類の提出を必要とする。

(宿泊費)

第10条 宿泊費は、宿泊回数に応じ1泊10,000円を上限に実費額を支給するが、その支給に当たっては領収書の提出を必要とする。ただし、交通の手段の利用代金等に包含される等の理由で宿泊費の支払いを要しない場合はこの限りではない。

2 出発地を朝6時以前に出発することを要し、もしくは、帰着地に夜11時以降に到着することになる出張は、前泊または当日泊することができる。

(日当)

第11条 日当とは、交通費、宿泊費に含まれていない出張中の少額の諸雑費をいい、次の各号に規定する額を支給する。

(1) 収入のある事業のうち会長が指定した事業に従事した場合、旅費支給の目的である業務に要する時間が4時間未満のときには1,100円、4時間以上のときには2,200円を支給する。

但し、会長が必要と認めた場合には支給額はその限りとしない。

(2) 前号以外の事業及びWeb会議等に従事した場合、業務に要する時間が4時間未満のときには500円、4時間以上のときには1,000円を支給する。

(3) 県外に出張した場合、1日当たり1,300円を支給する。

(その他)

第12条 交通費、宿泊費および日当以外に会長が必要と認めた事項について、実費を支給することができる。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、2019年（令和元年）5月18日から施行する。

附 則

この規程は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。